

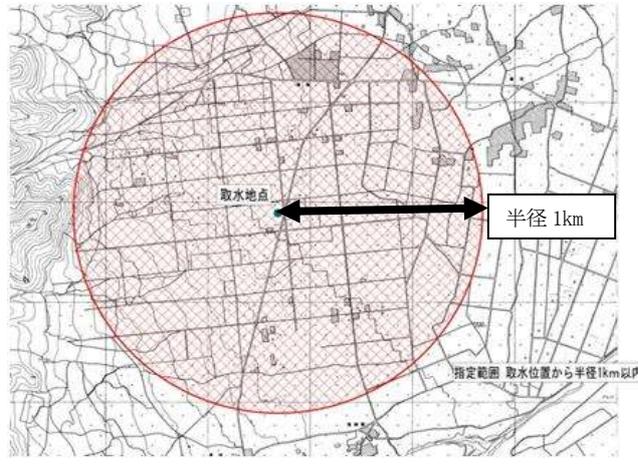
条例制定の背景

- 近年、目的不明な土地取引による地下水への影響、涵養機能の低下による地下水の減少などを契機として、水資源の重要性に対する認識が高まってきました。
- 全ての県民が将来にわたって豊かな水資源の恵みを楽しむことができるようにするためには、県、土地所有者等、事業者、県民がそれぞれの責務を認識し、本県の豊かな水資源を保全するために取り組む必要があります。
- このため、県では、土地所有者等が行う水質の保全及び水量の確保に対する取組、市町村が行う地下水の取水に関する規制等の水資源の保全のための取組と相まって、県が水源地域の土地の取引等について常に把握し、適切に指導・監視していく事前届出制を中心とした新たな条例を平成25年3月に制定しました。

条例の概要

1 水資源保全地域の指定

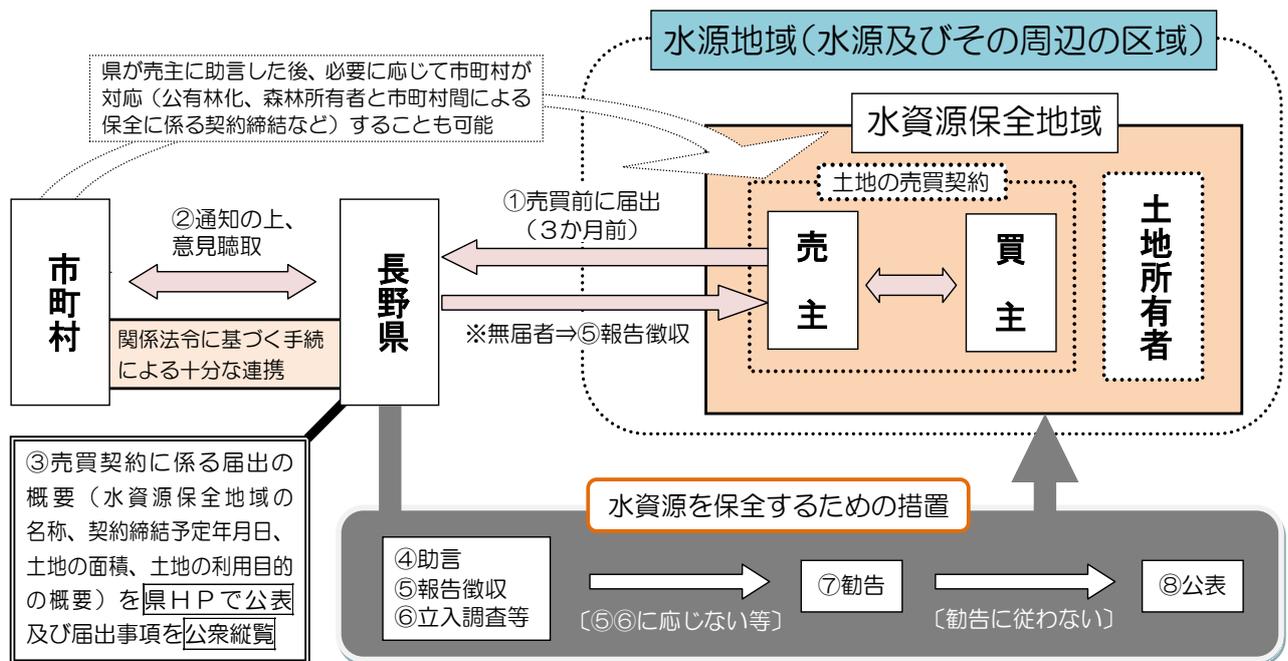
- 知事は、水源地域のうち、その土地の所有及び利用の状況等を勘案して水資源の保全のため必要があると認められる区域を「水資源保全地域」として指定することができます。
- 「水資源保全地域」の区域設定の考え方は、地表水、地下水の別に、次のとおりです。
 - ・地表水 取水地点及び集水区域の全部を基本とします。
 - ・地下水 取水地点について、他の地点の地下水の採取により取水地点の地下水の水位が低下する場合におけるその範囲（以下「影響範囲」といいます。）の全部を基本とします。

地表水の場合の指定範囲のイメージ	地下水の場合の指定範囲のイメージ
<p>取水地点及び集水区域の全部を基本とします。 また、土地の所有又は利用の状況等を踏まえて地形上明らかな集水区域の全部を指定する必要がないと考えられる場合は、集水区域の一部の区域とすることができるものとします。</p>	<p>影響範囲の全部を基本とします。 ただし、影響範囲の調査が困難な場合には、取水地点から一定距離（1キロメートルを目安とする。）の範囲について、水源の地形、地質（透水性）、取水深度、取水量等の状況や土地の所有又は利用の状況を踏まえ、その全部又は一部を影響範囲とすることもやむを得ないものとします。</p>
 <p>集水区域内の国有林以外を指定範囲とする場合 国有林面積 60ha 集水面積 150ha 指定面積 90ha 取水地点</p>	 <p>取水地点 半径 1km 指定範囲 取水位置から半径1km以内</p>

- 国有地、県有地、市町村有地は、水資源保全地域から除外します。
- 指定に当たっては、関係市町村長の理解と協力が不可欠ですので、「水資源保全地域」を管轄する市町村長の申出によるものを原則とします。

2 水資源保全地域における土地の取引等の事前届出制等の水資源を保全する取組

- ① 土地を売る又は地上権若しくは賃借権を設定する契約を締結しようとする場合には、土地所有者は3か月前までに、必要事項を知事に届け出る必要があります。ただし、森林以外であって500㎡未満の土地取引等については、届出は不要です。
 - ② 知事は、関係市町村長に①の届出の写しを送付して意見を求めます。市町村長は当該土地の公有地化の是非等を含め、水資源の保全の観点から意見を述べてください。
 - ③ 知事は、①の届出の概要（面積、契約年月日等）を県のホームページ等で公表するとともに、当該届出事項を公衆の縦覧に供します。
 - ④ 知事は、市町村長からの意見などを踏まえ、水資源の保全に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、届出をした人（売主等）又は当該届出に係る契約の相手方（買主等）に対して当該土地の利用の方法等について必要な助言をすることができます。
 - ⑤ 知事は、④により助言した人又は届出がない人に対し、土地の利用状況その他必要な事項に関し報告を求めるとともに、職員に立入調査させることができます。
 - ⑥ 知事は、報告をしない人、立入調査を拒んだ人等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告するとともに、勧告を受けた人がそれに従わなかったときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができます。
- 知事は、水資源の保全に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、水資源保全地域内の土地所有者等の誰に対しても、上記④～⑥を行うことができます。
- 水資源保全地域内の土地所有者が市町村に対して公有林化等を求めるため、契約の相手方（買主等）は決まっていないが売却の意向がある旨を知事に対して届け出ることができます。



(参考) ①～③については、必ず行います。④～⑧については、必要に応じて行います。(④については、必要に応じ、環境審議会への諮問)